

11 経済産業省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1120010	容器包装リサイクル法における「分別基準適合物」および「再商品化手法」の一部緩和	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、第4条第6項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条第2条の表第8の項第2号 ○容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 5(4)	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することにより再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業期間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図ることが目的となっている。この特例は同法に規定されている「圧縮されていること」を除外する。また、容器包装廃棄物の再商品化に係る燃料利用に関しては、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本となるべき「循環型社会形成推進基本法」の資源の有効な利用及び処分に関する規定(第10条)及び「資源の有効な利用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(サーマルリカバリー)の順でこれを行う」という基本原則に則るものである。		1. 容器包装リサイクル法第2条6項における分別基準適合物について環境省令第2条8項の2に規定されている「圧縮されていること」を除外する。 2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」に規定されている「(高圧燃焼等の燃焼として利用される製品の原料材)の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえないうち特化施設が「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を覆し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点で選別装置によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することにより公平な費用負担にする③高い環境負荷削減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する。上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的な部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルへと引き上げることを目的とする。その非合理的部分とは、1.自治体の選別施設と再商品化施設との設備で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各リサイクル手法に向いた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売値が高止まりしている、2.自治体分別基準適合物以外のものも分別しきれないことにより製品売値が高止まりしている、3.自治体が分別基準適合物以外のものを再商品化ルートに導入することができず循環型社会の形成が阻害されていること、これらの解消によって合理的なリサイクル手法の活用、合理的な分別収集の実施が促され、社会的経費の低減およびCO2の更なる削減につながる。	C	—	(1) 分別基準適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならざるようとするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い、再商品化に係る選別費を低減させたものを再商品化義務の対象として課することとしたものである。 つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考えるが、現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるかどうかの評価が不十分であることから、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。 また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき自治体の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が行う再商品化業務を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者に処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。 仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応じてできる事業者が技術的に指定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率的な仕組みとなるおそれがある。従って、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 なお、上述の他、分別基準適合物の基準を修正する際には、制度の変更により、費用負担の状況に変化が生じる特定事業者又は市町村との間で、十分な議論・調整が行われていることが前提となるものとする。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1 0 1 2 0 1 0	株式会社エコリッチ、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省、環境省	
1120020	1. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物効法」という。)第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和 2. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「企業立地促進法」という。)第5条第2項第3号の取り扱いは緩和 3. 工場立地法第2条第1項に基づく工場立地促進基準における市街化調整区域における選定の緩和 4. 農地に基づく通知「農地法の運用について」第2-1-(1)イ-1(イ)-g-1(フ)工場適地に記載する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和	企業立地促進法第5条第2項第3号 企業立地促進法基本方針第2号 企業立地促進法実施要領第2-1.(3) 工場立地法第2条第1項及び第2項 工場立地促進基準について	特定流通業務施設の立地要件は、社会資本等(高速自動車国道のインターチェンジ等と連続させるための施設)となっており、企業立地促進法においては、市町村及び都道府県が実施して、指定する基本方針に基き産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(基本計画)を作成し、主要大臣の同意を求めることができることとされていること。 また、当該基本計画に定める集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を促すべき区域(企業立地重点促進区域)を定める場合があること。市町村、都道府県、国土利用政策を担うこととなる。また、当該区域を具体的に地上で特定し、届出することが求められ、基本計画の同意に当たっては、企業立地重点促進区域を定める集積区域全体について下記の事項に適合することが求められる。 一 産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められること。 二 国土形成計画や産業集積地域整備計画、都市計画等の各土地土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されていることと、都市集積域を一体的に活用し、かつ自然環境保全と地域への配慮もなされた地域であること。 三 工場立地法第2条第1項に基づき、経済産業省(以下「国土利用政策を担うこととなる。また、当該区域を具体的に地上で特定し、届出することが求められ、基本計画の同意に当たっては、企業立地重点促進区域を定める集積区域全体について下記の事項に適合することが求められる。」)が指定する市街化調整区域における選定の緩和 四 工場立地法第2条第1項及び第2項 五 工場立地促進基準について		1. 物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道で物流の流通を結ぶ社会資本等(既設IC)の整備を緩和し、東埼玉道路予定地庄和ICについても同様と扱う。 2. 企業立地促進法第5条第2項第3号における集積区域内の庄和IC周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3. 工場立地促進基準 2. 都市計画との関連(4)において、市街化調整区域については原則として選定しないとするものとし、都市計画第34条第1号による産業指定区域に指定された場所については工場適地に柔軟に対応する。 4. 3の工場適地の掲載を行う際の農業上の土地の利用を緩和することにより、今回計画を行うための農地の工場適地の掲載が容易となる。具体的には、優良農地については、つとめてこれをできるだけ等とされているが、本地区の振興に資する場合は、この規定を適用しないこととする。	実施内容 1. 庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。 2. 庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。 3. 庄和ICから半径5km以内の範囲内に特定物流施設の立地が可能となる。	1-1 2-1 3-1	—	1. 物効法の流通業務総合効率化事業は、物流拠点を主として性格を有する社会資本等の整備に立地し、荷さばきの合理化を図る設備及び情報処理システムを導入した流通業務施設を中核として、輸送、保管等の流通業務の総合化、効率化及び環境負荷の低減に資するものである。 流通業務総合効率化事業の規模となる特定物流業務施設の立地要件は、法律等の趣旨又は流通業務の総合化及び効率化を図る上で重要なものであるため、建設又は計画段階で供用開始日が決定された社会資本等を立地要件に含めることは、適切とはいえず困難である。 2. 企業立地促進法の基本計画においては、集積区域とその集積区域内において特に重点的に企業立地を促すべき区域(以下、企業立地重点促進区域)を定めることができており、企業立地重点促進区域とされた地域については、市町村と都道府県の協議を経て提案し、国の同意を行うことにより確定することとなる。 このため、集積区域のうち企業立地重点促進区域以外の区域が、企業立地重点促進区域の特例措置を受けるためには、企業立地促進法第5条第3号に基づき、市町村と都道府県との間で協議し、当該集積区域が企業立地重点促進区域として適当との判断を行った上で基本計画の変更を行い、国の同意を要する必要がある。 3. 「工場適地の選定基準」は、工場立地法第2条に基づき工場適地の調査におけるその適地の選定基準を定めている規定である。当該規定における、工場適地の選定における都市計画法(昭和四十三年法律第百四号。以下「法」という。)第7条に規定される市街化調整区域との関係は定めている項目であり、原則として市街化調整区域の選定は認めない。 ただし、工場適地造成事業等であって実質的に都道府県の関与がありチェック機能を有しているという理由から、法第34条第6号に適合するもの(本規定2.(4)イ)及び地方公共団体等による計画的開発の見通しのある工場適地造成事業等の予定地であって20ha以上のもの(本規定2.(4)ロ)に、また、熱供給事業に定める規程の在り方については、附随的の利益規制のあり方を定めて、エネルギーの効率的な活用による環境負荷削減等の観点から、法第21条による市街化区域の変更を行う予定のもの(本規定2.(4)ハ)については、工場適地に選定しないこととする。このため、同法第34条第1号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定2.(4)を本件において緩和することは適当ではないと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1 0 4 0 0 1 0	春日部市	埼玉県	国土交通省、経済産業省、農林水産省	
1120030	地域冷暖房料金(熱供給料金)の経済産業大臣認可の廃止等	・熱供給事業法第14条第1項 ・熱供給規程料金算定要領(平成22年3月25日資行第3号)第3章 ・熱供給規程料金算定要領(平成22年3月25日資行第4号)第1章第3(3)	熱供給事業法第14条により、熱供給事業者は熱供給料金その他の供給料金について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないと定められている。(変更時も同様) また、熱供給規程料金算定要領及び供給規程料金算定要領は、国の熱供給事業法の適正な執行を行うに当たり作成されたものであり、熱供給料金の基本的な算定方法その他の事項を定めたものである。 これらの料金規制は、熱供給事業者が日常生活及び事業活動上欠くことのできないサービスであり、事業開始後は地域独占的な性格を有するため、消費者の利益の保護の見地から行われるものであり、総ての消費者に対して、公平かつ合理的な料金算定が行われるようにするための措置である。	熱供給事業に関する経済産業大臣の認可制度を廃止し、熱供給事業者の自由な競争判断により、周辺地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるようにする。	①現状 地域冷暖房料金(熱供給料金)については、熱供給事業法第14条第1項に基づき、熱供給事業者が熱供給規程に定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない(変更時も同様)。またその際の料金設定については、同法第14条第2項第1号により「料金が合理的な経路の下における適正な水準に照らし公正なものであること」が求められ、具体的な基準は熱供給規程料金算定要領等に定められている。 ②問題点 この認可基準に基づく料金設定では、りんくうタウンのように地域冷暖房を導入した地域は、未導入地域より料金が割高になっている。そのため、新たに当地へ企業進出することを判断する際のコスト要因となり、企業の進出がなかなか進まず、まちづくりが進まない大きな原因の一つとなっている。また、デフレ経済の中、りんくうのコスト削減を進めるため経費削減を行っている企業にとって、当地における熱供給料金は、企業経営を圧迫する大きな要因になっており、利用企業からも再三値下げの要求が挙げられている。しかしながら、熱供給料金は、認可制度であり、料金算定基準が決まっているため、市場経済に基づく合理的な料金引下げといった対応が取れない状況である。 (例えば、りんくうタウンにおけるホテルの場合、光熱水費負担が他の地域のホテルの倍となっており、経営圧迫の要因となった。) ③解決策 熱供給料金に関する認可制度の廃止、あるいは料金設定に係る算定基準を大幅に見直すことにより、熱供給事業者の自由な競争判断で、大幅な料金値下げが可能とし、周辺地域の地域における電気ガス等の料金と遜色のない料金を設定できるように、規制緩和の措置を講じるべきである。 ④効果 熱供給事業の利用が促進されるとともに、都心部における低未利用地の利用促進も図られ、国土の健全な発展にも資するものとなる。	熱供給事業法は、すべての熱供給事業者が多数の者に公平かつ合理的な料金等の供給条件のもとで熱供給を行うことにより、需要家利益の確保を図ること等を目的としている。当該認可制度の撤廃等の措置を適用することは、収入に見合わない料金値下げによる事業者の倒産や不当な料金値上げを引き起こし、需要家の利益を損なう恐れがあるため、法律の目的を達成する観点から適当な措置ではないと考える。 また、熱供給料金算定要領及び供給規程料金算定要領は、一般的な熱供給料金を算定するにあたって標準とするものとして定められたものであり、適正な競争環境の下で、料金算定と供給条件が一致するよう料金設定することを前提としている。この適正な競争環境については、事業者の競争努力により、供給条件を構成する経費を削減すること等は、事業者の競争努力によって決まることが可能である。このため、現行の認可制度の下でも、事業者の競争努力により熱供給料金引き下げを行うことは可能。実際に、減価償却の進行、コスト削減等により、料金値下げを実施している地区は多数存在している。 なお、熱供給事業に係る規制の在り方については、附随的の利益規制のあり方を定めて、エネルギーの効率的な活用による環境負荷削減等の観点から、法第21条による市街化区域の変更を行う予定のもの(本規定2.(4)ハ)については、工場適地に選定しないこととする。このため、同法第34条第1号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定2.(4)を本件において緩和することは適当ではないと考える。	C一部 D	—	熱供給料金については、現行制度の枠組みの中で値下げを行っている地域があることは認識。しかしまた電気、ガス料金と同程度での値下げはなっていない。 また、事業者の競争判断により熱供給料金引き下げを行うことは可能。実際に、減価償却の進行、コスト削減等により、料金値下げを実施している地区は多数存在している。 なお、熱供給事業に係る規制の在り方については、附随的の利益規制のあり方を定めて、エネルギーの効率的な活用による環境負荷削減等の観点から、法第21条による市街化区域の変更を行う予定のもの(本規定2.(4)ハ)については、工場適地に選定しないこととする。このため、同法第34条第1号については、いずれの類型にも該当しないことから、本規定2.(4)を本件において緩和することは適当ではないと考える。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。	1 0 5 3 0 0	大阪府	大阪府	経済産業省	